

市区町村を対象としたアンケート調査結果

はじめに

調査の背景

昨年10月12日の報道発表を受け、気象庁からの特別警報の緊急速報メール配信の終了により避難に必要な情報を得られなくなるのではないかと懸念の声が寄せられていること等を踏まえ、全国の市区町村において気象庁の情報に基づいて住民に避難を促す情報提供が適切に機能しているかについて調査を実施した。

確認事項

- | | |
|-------------|--|
| 特別警報の
伝達 | 特別警報が適切な手段で、市区町村から住民に伝達されているかどうか。 |
| 避難情報の
伝達 | 当該避難情報（避難指示及び緊急安全確保）が適切な手段で、市区町村から住民に伝達されているかどうか。 |
| 避難情報の
発令 | 気象庁からの防災気象情報を受けて、市区町村から避難情報（避難指示及び緊急安全確保）の発令または発令の検討がなされているかどうか。 |

確認方法

- (1) 調査対象：1,741市区町村
- (2) 調査方法：Webによるアンケート調査（一部の市区町村には電話によるヒアリングを実施）
- (3) 回答率：98.7%（「気象等の特別警報の伝達手段」の回答率は100%）

特別警報の伝達手段

アンケート調査結果(気象等の特別警報の伝達手段)

○ 気象等や噴火の特別警報は、市区町村から「緊急速報メール」や「防災行政無線」などの適切な手段を用いて住民に伝達されている。

回収数：1741/1741市区町村

気象等の特別警報の情報伝達手段	市区町村数	割合
強制受信型の情報伝達手段で住民に伝えられている。	1501	86%
その他の多様な手段で伝えられている。	240	14%

回収数：179/179市町村

噴火の特別警報の情報伝達手段	市町村数	割合
強制受信型の情報伝達手段で住民に伝えられている。	154	86%
その他の多様な手段で伝えられている。	25	14%

※強制受信型の情報伝達手段
都道府県や市区町村の緊急速報メール、市区町村の防災ラジオまたは個別受信機（全戸配布）など。

避難情報の伝達手段

アンケート調査結果(避難指示の伝達手段)

○ 避難指示（警戒レベル4）及び緊急安全確保（警戒レベル5）は、市区町村から「緊急速報メール」や「防災行政無線」などの適切な手段を用いて住民に伝達されている。

回収数：1718/1741市区町村

避難指示の情報伝達手段	市区町村数	割合
強制受信型の情報伝達手段で伝えられている。	1592	93%
その他の多様な手段で伝えられている。	126	7%

緊急安全確保の情報伝達手段	市区町村数	割合
強制受信型の情報伝達手段で伝えられている。	1606	93%
その他の多様な手段で伝えられている。	112	7%

※強制受信型の情報伝達手段

都道府県や市区町村の緊急速報メール、市区町村の防災ラジオまたは個別受信機（全戸配布）など。

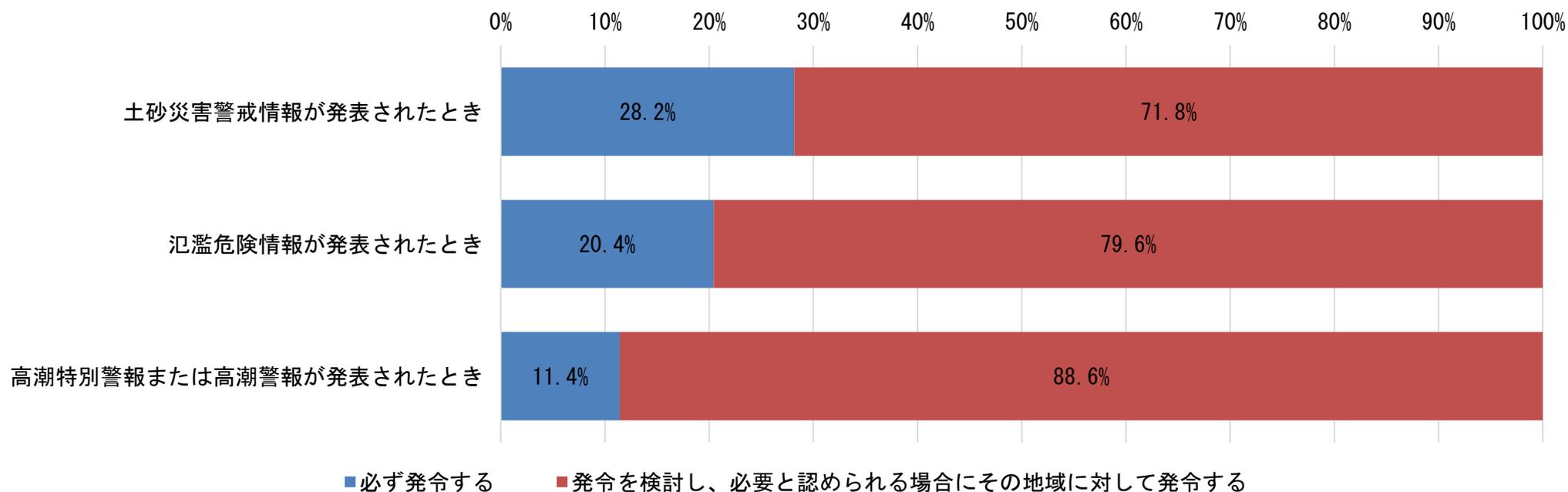
避難情報の発令・判断

アンケート調査結果(避難情報の発令・判断：気象等)

○ 警戒レベル4相当の防災気象情報の発表時において、市区町村で避難指示の発令または発令の検討がなされている。

回収数：1718/1741市区町村

防災気象情報を受けた避難指示の発令・判断



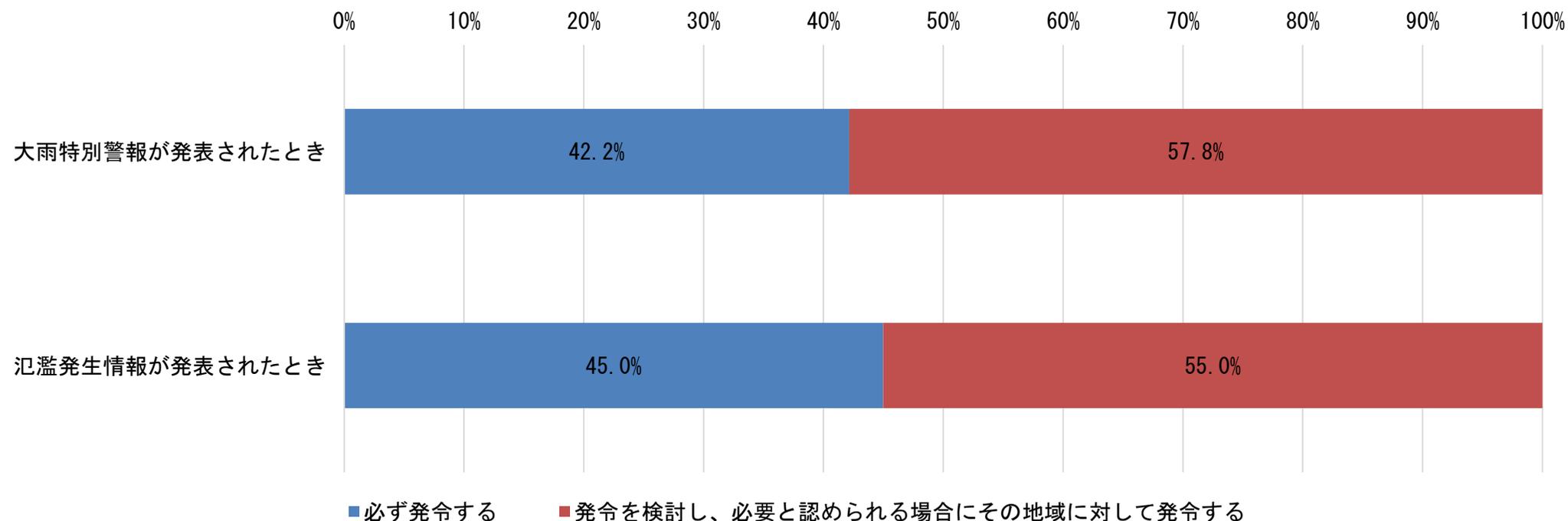
※「発令を検討し、必要と認められる場合にその地域に対して発令する」とした例
◆各市区町村における「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に従い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、過去の災害における浸水箇所や土砂災害の発生箇所を参考に、必要と認められる場合に、**地域を絞り込んで発令**。

アンケート調査結果(避難情報の発令・判断：気象等)

○ 警戒レベル5相当の防災気象情報の発表時において、市区町村で緊急安全確保の発令または発令の検討がなされている。

回収数：1718/1741市区町村

防災気象情報を受けた緊急安全確保の発令・判断



※「発令を検討し、必要と認められる場合にその地域に対して発令する」とした例

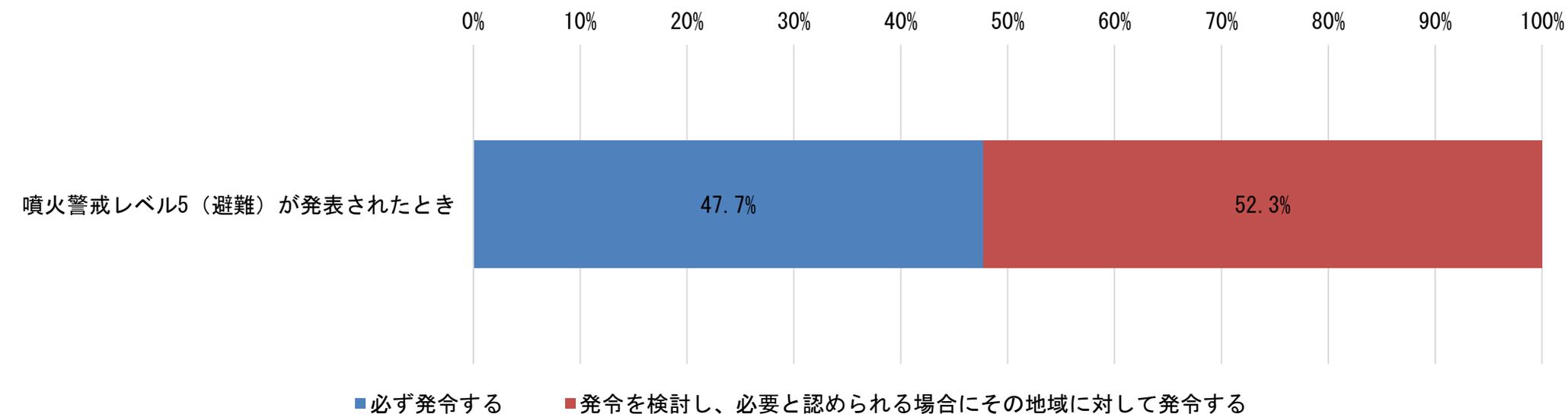
◆各市区町村における「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に従い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、過去の災害における浸水箇所や土砂災害の発生箇所を参考に、必要と認められる場合に、地域を絞り込んで発令。

アンケート調査結果(避難情報の発令・判断：噴火)

○ 噴火警戒レベル5（避難）の発表時において、市町村で避難指示の発令または発令の検討がなされている。

回収数：176/179市町村

噴火警報を受けた避難指示の発令・判断



アンケート調査結果のまとめ

確認結果

- | | |
|-------------|---|
| 特別警報の
伝達 | 特別警報は、市区町村から「緊急速報メール」や「防災行政無線」などの適切な手段を用いて住民に伝達されている。 |
| 避難情報の
伝達 | 避難情報（避難指示及び緊急安全確保）は、市区町村から「緊急速報メール」や「防災行政無線」などの適切な手段を用いて住民に伝達されている。 |
| 避難情報の
発令 | 気象庁からの防災気象情報を受けて、避難情報（避難指示及び緊急安全確保）の発令または発令の検討がなされている。 |

まとめ

避難指示や緊急安全確保、特別警報は、その発令・発表に際し、市区町村から「緊急速報メール」や「防災行政無線」などの多様な手段を用いて、住民に伝達されている。

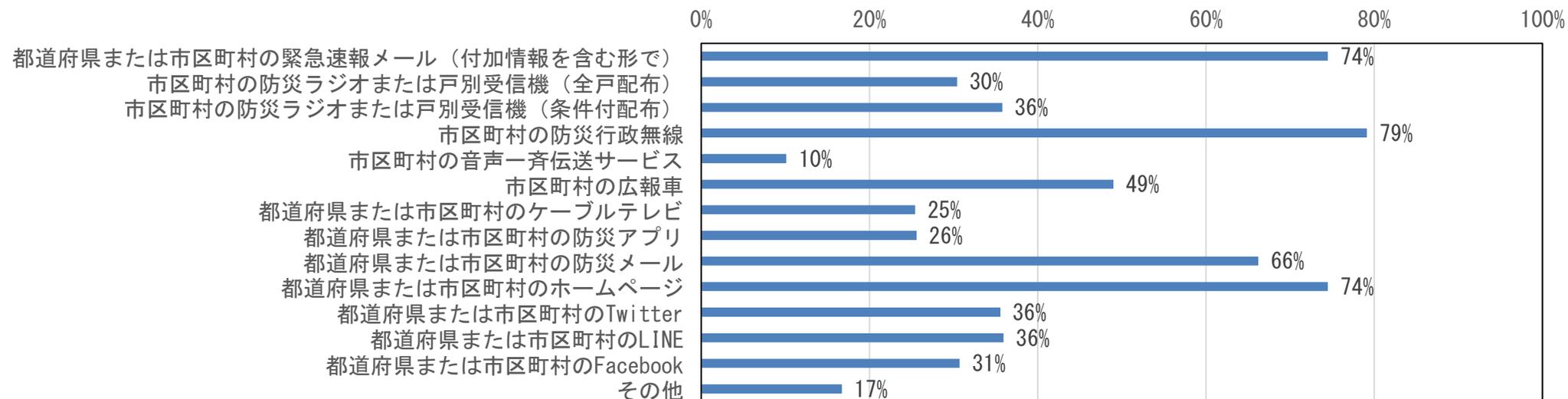
気象庁として、住民自らの判断や避難に役立つ防災気象情報の提供を更に推進していく

参考

アンケート調査結果(特別警報の伝達手段)

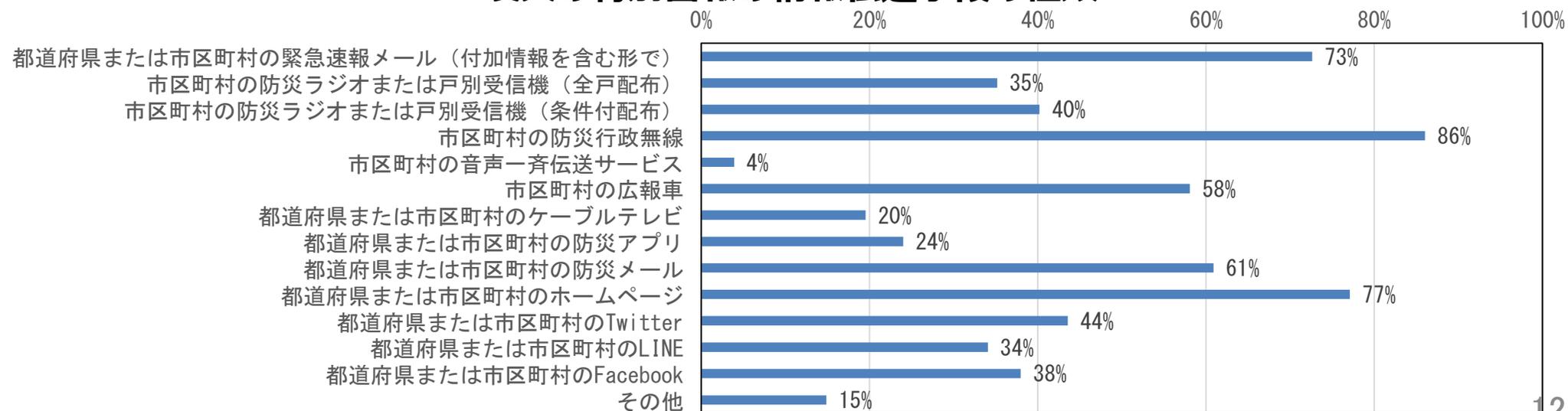
回収数：1741/1741市区町村

気象等の特別警報の情報伝達手段の種類



回収数：179/179市町村

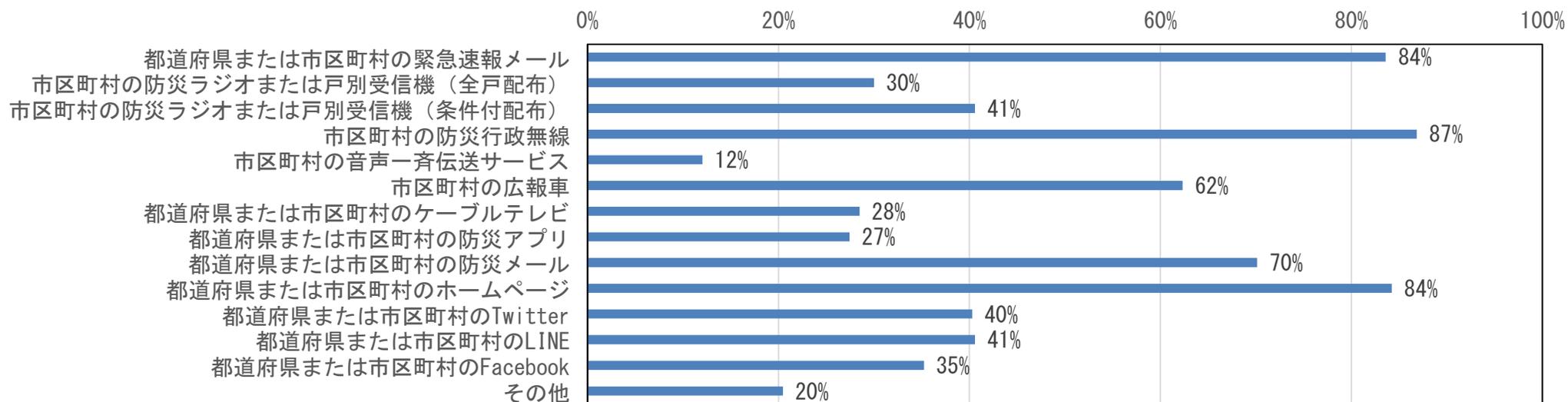
噴火の特別警報の情報伝達手段の種類



アンケート調査結果(避難情報の伝達手段)

回収数：1718/1741市区町村

避難指示の情報伝達手段の種類



緊急安全確保の情報伝達手段の種類

